

農業者の皆さん「労災保険」の特別加入制度をご存知ですか？



労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

下記に該当する方が特別加入制度の対象になります。

(1) 特定農作業従事者

一定の経営規模以上の方が加入できます！

年間農業生産物総販売額300万円以上または、経営耕地面積2畝以上の規模の方で、次に示す農作業に従事している方。①トラクター等の動力により駆動する機械を使用する作業 ②2畝以上の高所での作業 ③サイロ、むろ等の酸欠危険場所での作業 ④農業散布作業 ⑤牛、馬、豚に接触し、または接触する恐れのある作業

(2) 指定農業機械作業従事者

経営規模にかかわらず加入できます！

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。①動力耕うん機その他の農業用トラクター ②動力溝掘機 ③自走式田植機 ④自走式防除用機械 ⑤自走式動力刈取機、自走式収穫用機械 ⑥トラック、自走式運搬用機械 ⑦動力脱穀機や動力草刈機などの定置式または携帯式機械 ⑧無人ヘリコプター(農業用途)



※(1)、(2)は重複して加入することはできません。

上記のほかに「中小事業主等」と労働者「一般加入」があります。

給付種類の一例です。

療養補償給付(ケガの治療)、休業補償給付のほか障害給付や遺族給付、葬祭給付などがあります。

※給付については、加入範囲内で労災認定される必要があります。農作業を行う全ての行為が対象となるわけではありません。

(労災認定は一関労働基準監督署が行います)

年間保険料は下記の金額です。(令和4年12月現在、給付基礎日額5,000円の例)

加入区分	特定農作業	指定農業機械	中小事業主
保険料額	16,425円	5,475円	23,725円

※事務手数料別途

お問い合わせ JA各営農経済センター または JA営農振興課

営 農 情 報

土づくりが決める品質と収量

農業生産にとって土は、大事な要素の一つです。土の良しあしが農作物の品質や収量に大きく影響します。まずは圃場の土の状態を把握し、適切な土づくりを行いましょう。

1. 良い土とは？

良い土とは作物ごとに異なりますが、一般的には、①十分に根が張れる②通気・排水性が良い ③水持ちが良い④適正なpH値⑤緩衝能が高い⑥養分のバランスが良い⑦肥料をよく保つ⑧土壤病害が出ない⑨微生物相が豊か⑩異物の混入が少ない、などといわれています。

2. 土づくりの方法

(1) 土壤診断結果に基づき作物に合わせたpH調整をします。

- ・酸性・苦土欠乏土壤の改良には『**焼成苦土石灰**』
- ・酸性土壤改良の持続には『**粒状てんろタンカル**』
- ・酸性土壤の改良・中和が早いのは『**粒状消石灰**』、『**防散消石灰**』
- ・酸性土壤の改良・中和が穏やかなのは『**タンカル**』
- ・カルシウム欠乏対策には、水に溶けやすく土壤pHに影響しない『**畑のカルシウム**』

上記の肥料などをお勧めします。

(2) 土壤分析を行い、土壤中の養分量を把握します。

作物別栽培暦などを参考に、不足している成分の肥料を施用し補います。

(3) 良質な堆肥の施用と深耕も併せて行いましょう。

3. 土壤病害虫の防除

土壤中の病原菌や線虫など害虫による被害は、連作圃場で発生しやすいので、できるだけ輪作します。

やむを得ず消毒する場合は、①土壤還元消毒法②蒸気・熱水消毒③土壤消毒剤の使用などがあります。

土壤改良資材につきましては JA各資材店舗まで